

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）等」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>厚生労働省が、どうやら海外への医療ツーリズムとそれに対する保険費用の支出を考えている様であるが、当方はこの動きに関してはクレジットカード会社や他民間の保険制度によって費用の負担が行われるのが妥当適切であると考えるので反対である。</p> <p>被保険者に国内でもありがちな形成外科への支出を装った美容整形等が海外で行われ、これに対して国庫支出が海外の機関に多量に行われるという事態を招く可能性が多いにあるので、このような事は認め難い。</p> <p>海外に行くのは業務以外では明らかに贅沢にあたるものであり、健康保険法によってこの負担を行うはずのものではないのは明白であるが、この様な試みに対してはいかなる行政機関も甘い顔をして良いはずのものではないはずである。</p> <p>ここで、その中で行える確認手段として書類提出を求めるのは不正を防ぐために必要であり求められるものであるが、原則として全て提出とするのが望ましい事である。</p> <p>海外に対するの確認は、後になった場合国内ほど容易ではない。医療法も健康保険法も個人情報保護法も適用出来ないので、その確認を行うには原則として診療時点で資料を必ず提出させるのが望ましいと考える。</p> <p>そもそもの動きに反対であるが、地方公務員等共済組合法施行規程において資料提出を求めるようにする改正を行う事については賛成である。</p>	本案に対する賛成意見として承ります。	なし